

台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項 18 第 9 号 (18・3・27・平成 18・03・23 貿局第 3 号)

輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令 378 号) 別表第 2 の 35 の 2 の項 (1) に掲げる特定有害廃棄物等の輸出に関し、台湾を仕向地とする輸出の承認については、平成 17 年 12 月 26 日付け経済産業省・環境省告示第 12 号 (有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め (2005 年 12 月 1 日) の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件) の制定に伴い、「輸出貿易管理令の運用について」 (昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号) によるほか、平成 18 年 4 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、台湾とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 2 の項 (1) に掲げる貨物 (特定有害廃棄物等の輸出入に関する法律 (平成 4 年法律第 108 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等 (以下「特定有害廃棄物等」という。)) とする。

なお、特定有害廃棄物等の具体的な範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号イに規定する物 (平成 10 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号。以下「告示」という。) 及び有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (平成 5 年条約第 7 号。以下「条約」という。) 附属書 II を参照のこと。

3 輸出承認申請

(1) 提出書類

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、移動ごとに以下の書類を提出するものとする。ただし、移動回数が複数回にわたる場合 (最初の移動から最後の移動までの期間が 1 年を超えないものに限る。以下同じ。)、第 2 回以降の移動に係る輸出承認の申請に当たっては、②から⑭までの書類の提出を要しない。

① 輸出承認申請書 3 通

② 申請者に関する次の書類 3 通

イ 氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話番号、ファクシミリ
の番号及び電子メールアドレス

ロ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本 (申請者が法人である場合に限る。)

ハ 住民票の写し (申請者が個人である場合に限る。)

③ 申請の理由に関する次の書類 3 通

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しな

いと理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

- ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 3通
- ⑤ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類(申請日の前年度のもの) 3通(⑦に該当する場合を除く。)
 - イ 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積り等を示す書類
 - ロ 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類
- ⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 3通
- ⑦ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の写し 3通
- ⑧ 特定有害廃棄物等の排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程に関する書類 3通
- ⑨ 特定有害廃棄物等の運搬に関する次の書類 3通
 - イ 梱包の形態及び数量
 - ロ 運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細
 - ハ 特別な取扱いの指示
- ⑩ 特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する次の書類 3通
 - イ 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績
 - ロ 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類)
 - ハ 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類
 - ニ 特別な取扱いの指示
- ⑪ 台湾における特定有害廃棄物等の処分(特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。)に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 3通
 - イ 台湾における環境関連規制の遵守の状況
 - ロ 大気汚染防止対策(廃ガスの処理方法、排ガスの量及び性状)、水質汚濁防止対策(廃水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況)等の環境保全対策
 - ハ その他の環境保全上の対策であつて、環境保全上適正な方法で処分されると

処分者(処分に伴って生じたものの処分者を含む。)が評価している根拠となる情報

- ⑫ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類
3通

イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分、判明している場合には廃棄物同定コード

- ⑬ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項(同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書(同法第10条第2項(同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。))に規定する者が輸出しようとする場合を除く。)の写し 3通

- ⑭ 別紙様式1に示す書類 3通

- ⑮ 当該移動の内容に関する資料(別紙様式2) 3通

- ⑯ 輸出移動書類(別紙様式3)の写し 3通

- ⑰ 当該移動に関する次の書類の写し 3通

イ インボイス

ロ パッキング・リスト

- ⑱ その他必要と認められる書類 3通

(2) 提出先

上記(1)の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室の所管に係るもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外 のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が次の①から⑩までに該当する場合(移動回数が複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸出承認は①から⑩までに該当する場合)に限り行うものとする。

また、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの(上記(1)の⑬)に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当していること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が

国が有しないこと。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

- ② 台湾以外への輸出でないこと。
- ③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。
- ⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。
- ⑥ 台湾が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。台湾が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。
- ⑨ 輸出承認申請書及び輸出移動書類の内容が、上記3の(1)の②から⑬までの提出書類の内容と一致していること。
- ⑩ 輸出承認申請書の数量が、輸出移動書類の数量と一致していること。
- ⑪ 移動が複数回にわたる場合、第2回以降の移動に係る輸出承認申請にあつては、それまでに輸出承認申請が行われた数量と当該輸出承認申請書の数量の合計が、上記3の(1)の⑭の提出書類の第22欄の数量の範囲内であること。

(4) 輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- 「1 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別添の「輸出移動書類」の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 2 本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- 3 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。」

別紙様式 1

<p>1. Reason for waste export (特定有害廃棄物等の輸出の理由)</p> <p><input type="checkbox"/> Japan does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。)</p> <p><input type="checkbox"/> The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in Taiwan. (輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。)</p>
<p>2. Exporter/Notifier (輸出者/申請者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>
<p>3. Notification (事前通告)</p> <p><input type="checkbox"/> Single movement (一回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Multiple movement (複数回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Disposal (no recovery) operation (処分 (非回収) 作業)</p> <p><input type="checkbox"/> Recovery operation * (回収作業)</p> <p>* Pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設への運搬か)</p> <p><input type="checkbox"/> yes (はい) <input type="checkbox"/> no (いいえ)</p> <p>Total intended number of movement : (予定される総移動回数)</p>
<p>4. Importer/Consignee (輸入者/処分者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>

<p>5. Waste generator (特定有害廃棄物等の排出者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Process and place of generation (排出過程及び排出場所) :</p>	
<p>6. Intended carrier (予定される運搬者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>	
<p>7. Disposal/recovery facility (処分施設)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery (事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限)</p>	
<p>8. Code No. of disposal/recovery operation (処分作業のコード番号) :</p> <p>Technology employed (適用される技術) :</p>	
<p>9. Contractual agreement between exporter and importer dated* : (輸出者と輸入者との契約合意の日付)</p> <p style="text-align: center;">/ /</p> <p>* See the copy of agreement attached. (契約書の写しを添付すること。)</p>	<p>10. Number of annexes attached : (別添資料の数)</p>

11. Provision for insurance or financial guarantee : <input type="checkbox"/> yes* (有) <input type="checkbox"/> no (無) (保険又は金銭的保証の条項の有無) Period of validity (有効期間) : *See details attached . (詳細については、資料を添付すること。) 	
12. Packaging type (こん包の形態) : 	13. Number of packages (こん包の数) :
14. Means of transport (運搬の手段) : 	
15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste* : (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成) Physical state at 20°C (20°Cにおける物理的状态) <input type="checkbox"/> Powder (粉末状) <input type="checkbox"/> Solid (固体状) <input type="checkbox"/> Paste/Viscous (糊状) <input type="checkbox"/> Sludge (泥状) <input type="checkbox"/> Liquid (液状) <input type="checkbox"/> Gaseous (気体状) <input type="checkbox"/> Others (その他) : *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
16. Waste identification code (廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Basel Annex VIII : (バーゼル条約附属書VIII) <input type="checkbox"/> International Waste Identification Code(IWIC) : (国際廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Other (その他) 	
17. Special handling instructions (特別な取扱の指示) : <input type="checkbox"/> yes * (有) <input type="checkbox"/> no (無) *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
18. Y number (Y 番号) : 	19. H number (H 番号) :
20. UN class (国際連合分類区分) : 	21. UN number (国際連合番号) :
22. Quantity in weight and volume (重量及び体積) : 	
23. Intended date of movement (移動が予定されている日付) : / / 	

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

Name (氏名又は名称) :

Address (住所又は所在地) :

Contact person (連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

28. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者の申告)

On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。)

Name (氏名又は名称) :

Signature (署名) :

Date (日付) : / /

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
3. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。
4. 記載事項は、別添の「別紙様式 2 の記入上の注意事項」及び「輸出移動書類 (別紙様式 3) で用いるコード表」を参照して記入下さい。

別紙様式 1 の記入上の注意事項

<一般的注意事項>

1. 書類の記入方法について

本様式は、英文のタイプ印書で記入すること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付はすべて以下のとおり 6 桁の形式で示すこと。

(例)「2006年12月09日」は「09/12/06」と記入する。

2. 書類の箇所別の記入責任者について

輸出しようとする者が必要な事項を記入すること。

<各欄への記入上の具体的注意事項>

(第 1 欄)

特定有害廃棄物等の輸出の理由について、該当する欄に「×」印を記入すること。

(第 2、4 欄)

輸出者／申請者及び輸入者／処分者については、以下の事項を記入すること。

- ・ 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 住所又は所在地
- ・ 緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第 3 欄)

- ・ 一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか（複数回の移動の場合は、予定される総移動回数を記入すること。）、
 - ・ 処分作業の種類は、処分（非回収）作業、回収作業のいずれに該当するか、
 - ・ 特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設への運搬か、
- について該当欄に「×」印を記入すること。

(第 5 欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が排出者である場合は、「SAME AS BLOCK 2」（第 2 欄に同じ）と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第 6 欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第 7 欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄に同じ）と記入す

ること。

(第8欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術(工程、方法)を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」(別添資料参照)と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状態」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「Other」(その他)の場合には、その物理的状態を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、I W I C(国際廃棄物同定コード)分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)場合には、その具体的内容(例:こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22、23欄)

第22欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第23欄には、移動が予定されている日付を記入すること。

(第24欄)

日本及び台湾の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

(第25欄)

台湾の権限ある当局を記入すること。

(第26欄)

該当する箇所に「×」印を記入すること。また、詳細については、資料を添付すること。

(第27欄)

予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者を記入すること。

(第28欄)

必要事項を記入すること。

別紙様式 2

1. 輸出者/申請者

氏名又は名称：

住所：

2. 輸入者/処分者

氏名又は名称：

住所：

3. 処分施設

氏名又は名称：

住所：

4. 特定有害廃棄物等の名称

5. 予定される総輸出数量

6. 移動の状況

移動回数	輸出承認数量/輸出申請数量	通関数量

(注) これまで輸出承認のあった数量及び今回申請の数量を記入してください。

受理番号 _____

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

輸 出 移 動 書 類
Movement Document

申請者
記名押印
又は署名 _____ 作 成 年 月 日 _____

住 所 _____ 電 話 番 号 _____

輸出承認番号 _____ 輸出承認の日付 _____

(輸出移動書類の記載事項)

1. Exporter/Notifier(輸出者/申請者) Name(氏名又は名称): Address(住所又は所在地): Contact person(連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール):		2. Notification(事前通告) <input type="checkbox"/> Single movement (一回の移動) <input type="checkbox"/> Multiple movement (複数回の移動) <input type="checkbox"/> Disposal (no recovery) operation (処分(非回収)作業) <input type="checkbox"/> recovery operation (回収作業) Pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設への運搬か) <input type="checkbox"/> yes (はい) <input type="checkbox"/> no (いいえ)		3. Serial number of movement (移動番号): /	
4. Importer/Consignee(輸入者/処分者) Name(氏名又は名称): Address(住所又は所在地): Contact person(連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール):		5. Waste generator(特定有害廃棄物等の排出者) Name(氏名又は名称): Address(住所又は所在地): Contact person(連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール): Process and place of generation(排出過程及び排出場所):			
6. Intended carrier(予定される運搬者) Name(氏名又は名称): Address(住所又は所在地): Contact person(連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール):		7. Disposal/recovery facility(処分施設) Name(氏名又は名称): Address(住所又は所在地): Contact person(連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール): Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限): / /			
9. Contractual agreement between exporter and importer dated: (輸出者と処分者との契約合意の日付) / /		10. Number of annexes attached: (別添資料の数)			
11. Provision for insurance or financial guarantee: <input type="checkbox"/> yes *(有) <input type="checkbox"/> no *(無) (保険又は金銭的保証の条項の有無) Period of validity (有効期間): * attach details (詳細については、資料を添付すること。)		8. Code No. of disposal/recovery operation(処分作業のコード番号): Technology employed (適用される技術):			
12. Packaging type (こん包の形態):		13. Number of packages (こん包の数):		14. Means of transport (運搬の手段):	
15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste*: (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成) Physical state at 20°C(20°Cにおける物理的状态): <input type="checkbox"/> Powder(粉末状) <input type="checkbox"/> Solid(固体状) <input type="checkbox"/> Paste/Viscous(糊状) <input type="checkbox"/> Sludge(泥状) <input type="checkbox"/> Liquid(液状) <input type="checkbox"/> Gaseous(気体状) <input type="checkbox"/> Other(その他) * attach details (詳細については、資料を添付すること。)		17. Special handling instructions (特別な取扱いの指示): <input type="checkbox"/> yes *(有) <input type="checkbox"/> no *(無) * attach details(詳細については、資料を添付すること。)			
		18. Y number (Y番号):		19. H number (H番号):	
		20. UN class: (国際連合分類区分)		21. UN number (国際連合番号):	
16. Waste identification code(廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Basel Annex VIII(バーゼル条約附属書VIII): <input type="checkbox"/> International Waste Identification Code(IWIC): <input type="checkbox"/> Other(その他):		22. Quantity in weight and volume (重量及び体積):			
		23. Intended date of movement: (移動が予定されている日付) / /		24. Actual date of movement: (移動が開始された日付) / /	
25. Point of entry and exit (輸出入地点) JAPAN (日本) TAIWAN(台湾)					
26. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者/申請者の申告) I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。) Name (氏名又は名称): Signature (署名): Date (日付): / /			27. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者/申請者の申告) I certify that*(1)the movement is directed at a recovery facility pre-authorized for that type of waste ; OR (本件運搬は特定の廃棄物について事前確認を受けた回収施設に向けて行われるものです。) (2)no objection to the movement has been received from any of the concerned countries ; OR (本件移動については、関係国からいかなる反対も受けていません。) (3)All necessary consents have been received. (すべての必要な同意を受取っています。) (上記のとおり相違ありません。) Name (氏名又は名称): Signature (署名): Date (日付): / /		
28. TO BE COMPLETED BY CONSIGNEE (処分者の記入欄) Date of receipt (引渡を受けた日付): / / Name (氏名又は名称): Signature (署名): Address (住所又は所在地): Contact person (連絡責任者): Tel. Fax. Email(電話、ファクシミリ、電子メール): Site of disposal/recovery(処分場所): Approximate date of disposal/recovery: / / (処分を予定している日付) Method of disposal/recovery (処分の方法): * attach details(詳細については、資料を添付すること。)			* delete sentences not applicable (該当しない文を抹消すること。)		

輸出移動書類（別紙様式3）の記入上の注意事項

< 一般的注意事項 >

1. 書類の記入方法について

書類の記入については、署名以外は、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。また、署名は、如何なる方法にても複製はしないこと。

日付はすべて以下のとおり6桁の形式で示すこと。

(例)「2006年12月09日」は「09/12/06」と記入する。

2. 書類の箇所別の記入責任者について

- ・第1欄から第27欄は、輸出者が記入すること。
- ・第28欄は、処分者が、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた際に必要な事項を記入すること。
- ・第29欄は、運搬者が、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた際に必要な事項を記入すること。
- ・第30欄は、特定有害廃棄物等を処分施設に運搬する途中で一時保管する場合にその保管施設の所有者が必要な事項を記入すること。

< 各欄への記入上の具体的注意事項 >

(第1、4、6欄)

輸出者/申請者、輸入者/処分者及び予定される運搬者については、以下の事項を記入すること。

- ・氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- ・住所又は所在地
- ・緊急の場合の連絡責任者の氏名、住所及び電話番号、ファクシミリの番号、電子メールのアドレス

(第2欄)

- ・処分作業の種類は、処分（非回収）作業、回収作業のいずれかに該当するか、
 - ・特定有害廃棄物等は、事前認定を受けた回収施設へ運搬されるか、
 - ・一回の移動、複数回の移動のいずれに係る特定有害廃棄物等に関するものか、
- について該当欄に「×」印を記入すること。

(第3欄)

一回の移動（国境を越える移動の総回数が一回）の場合には「1」と記入すること。

複数回にわたる移動の場合には、総移動回数中の当該移動の順番を記入すること（例：総

移動回数が6回で、当該移動が3回目の場合は、「3／6」と記入する。）

(第5欄)

特定有害廃棄物等の排出者に関する必要な情報を提供すること。

輸出者が特定有害廃棄物等の排出者である場合は、「SAME AS BLOCK 1」（第1欄と同じ）と記入すること。

また、特定有害廃棄物等の排出者が複数の場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入し、各排出者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第6欄)

特定有害廃棄物等を複数の運搬者が運搬する場合又は複数の運搬者から選択する余地がある場合には、「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入して、各運搬者について必要な情報を記入した資料を添付すること。

(第7欄)

処分施設に関する必要な情報を記入すること。

処分施設が処分者である場合には、「SAME AS BLOCK 4」（第4欄と同じ）と記入すること。

(第8欄)

「輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表」に従って、該当するコードを記入すること。

また、特定有害廃棄物等の処分作業に用いられる技術（工程、方法）を記入すること。

(第9欄)

通告を行う前に必要とされる、輸出者と輸入者との間の契約合意の日付を記入すること。

(第10欄)

書類に添付される資料の数を記入すること。

別添資料には添付が予定されている資料のほか、書類本体に記載できない補足的な情報を記入した資料を含む。

別添資料を添付するときは、当該記入欄に「SEE ATTACHED LIST」（別添資料参照）と記入すること。

(第11欄)

輸出者と輸入者との間の契約合意における、保険又は金銭的保証の条項の有無について、該当する欄に「×」印を記入すること。「yes」（有）の場合には、当該条項の有効期限を記入し、移動を予定どおりに行うことができない場合の第三者への損害に対する保険や代替処分を可能とする金銭的保証などの重要事項について資料を添付すること。

(第12欄)

「輸出移動書類で用いるコード表」に従って、該当するこん包の形態のコード番号を記入すること。

(第13欄)

特定有害廃棄物等のこん包の数を記入すること。

(第14欄)

「輸出移動書類(別紙様式3)で用いるコード表」に従って、該当する運搬手段の形態のコード番号を記入すること。

(第15欄)

特定有害廃棄物等の名称並びに有害な特性を示す最も重要な含有成分について、その性質及び濃度を記入すること。

「20℃における物理的状态」については、該当する欄に「×」印を記入すること。「Other」(その他)の場合には、その物理的状态を具体的に記入すること。

(第16欄)

バーゼル条約附属書Ⅷに基づいたコード記入すること。

また、I W I C(国際廃棄物同定コード)分類システムに基づいたコード又は廃棄物に関するその他の分類システムに基づいたコードを可能な限り記入すること。

(第17欄)

事故の場合の緊急の措置を含む特別な取扱いの必要性の有無について、該当欄に「×」印を記入すること。「yes」(有)場合には、その具体的内容(例:こん包の方法、他の物質と併せて積載しないこと)について資料を添付すること。

(第18欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅰに掲げるY番号のうち該当するものを記入すること。

(第19欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応するH番号を記入すること。

(第20欄)

バーゼル条約に基づき規制される特定有害廃棄物等について、バーゼル条約附属書Ⅰ及びⅢの規定に基づき規制される有害な廃棄物について、附属書Ⅲに掲げる有害な特性のうち該当するものに対応する国際連合分類区分を記入すること。

(第21欄)

国際連合の「危険物質の輸送に関する勧告」(Recommendations on the Transport of Dangerous Goods)に記載されている国連番号を可能な限り記入すること。

(第22、23欄)

第22欄には、特定有害廃棄物等の重量及び体積を、第23欄には、移動が予定されてい

る日付を記入すること。

(第24欄)

特定有害廃棄物等の国境を越える移動が開始された日付を記入すること。

(第25欄)

日本及び台湾の権限のある当局の名称及び指定されている場合には輸出及び輸入の地点を記入すること。

(第26欄)

輸出者が、国境を越える移動を開始する際に必要な事項を記入すること。

(第27欄)

本欄については、該当しない文を抹消すること。

(第28欄)

処分施設における責任者が、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた際に必要な事項を記入すること。責任者は本書類に署名することにより、輸出者と処者（又は処分施設）との契約合意（第9欄）に基づき、特定有害廃棄物等の処分作業を行ったときは、台湾の権限ある当局並びに輸出者にその旨を通知することを確認する。

(第29欄)

運搬者が、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた際に必要な事項を記入すること。

(第30欄)

処分施設へ運搬する途中で特定有害廃棄物等を一時保管する場合にその保管施設の所有者が必要な事項を記入すること

輸出移動書類（別紙様式3）で用いるコード表

（第8欄）処分作業のコード番号

処分作業（回収につながらない作業）

- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1 からD 1 2 までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。
- D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がD 1 からD 1 2 までのいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、か焼、中和、沈殿）
- D 1 0 陸上における焼却
- D 1 1 海洋における焼却
- D 1 2 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）
- D 1 3 D 1 からD 1 2 までのいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D 1 4 D 1 からD 1 2 までのいずれかの作業に先立つこん包
- D 1 5 D 1 からD 1 2 までのいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業

- R 1 燃料としての利用（直背鬱焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

- R 1 0 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 1 1 R 1 からR 1 0 までに掲げる作業から得られた残しの利用
- R 1 2 R 1 からR 1 0 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 1 3 R 1 からR 1 0 までに掲げるいずれかの作業のための物の集積

(第 1 2 欄) こん包の形態

- 1. ドラムカン缶
- 2. 木樽
- 3. ジェリカン
- 4. 箱
- 5. 袋
- 6. 二重構造容器
- 7. 圧力容器
- 8. ばら積み
- 9. その他 (明記すること。)

(第 1 4 欄) 運搬の手段

- R = 道路
- T = 鉄道
- S = 海路
- A = 空路
- W = 内水航路

(第 1 8 欄) Y 番号

附属書 I 規制する廃棄物の分類

廃棄物の経路

- Y 1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
- Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
- Y 3 廃医薬品
- Y 4 駆除剤及び植物薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
- Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油
- Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
- Y 1 0 ポリ塩化ビフェニル (P C B)、ポリ塩化テフェニル (P C T) 若しくはポリ臭化ビフェニル (P B B) を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
- Y 1 1 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
- Y 1 2 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 3 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 4 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
- Y 1 5 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物

- Y 1 6 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
- Y 1 7 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
- Y 1 8 産業廃棄物の処理作業から生ずる残滓

次に掲げる成分を含有する廃棄物

- Y 1 9 金属カルボニル
- Y 2 0 ベリリウム、ベリリウム化合物
- Y 2 1 六価クロム化合物
- Y 2 2 銅化合物
- Y 2 3 亜鉛化合物
- Y 2 4 砒素、砒素化合物
- Y 2 5 セレン、セレン化合物
- Y 2 6 カドミウム、カドミウム化合物
- Y 2 7 アンチモン、テルル化合物
- Y 2 8 テルル、テルル化合物
- Y 2 9 水銀、水銀化合物
- Y 3 0 タリウム、タリウム化合物
- Y 3 1 鉛、鉛化合物
- Y 3 2 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
- Y 3 3 無機シアン化合物
- Y 3 4 酸性溶液又は固体状の酸
- Y 3 5 塩基性溶液又は固体状の塩基
- Y 3 6 石綿（粉じん及び繊維状のもの）
- Y 3 7 有機りん化合物
- Y 3 8 有機シアン化合物
- Y 3 9 フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
- Y 4 0 エーテル
- Y 4 1 ハロゲン化された有機溶剤
- Y 4 2 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
- Y 4 3 ポリ塩化ジベンゾフラン類
- Y 4 4 ポリ塩化ジベンゾパーラージオキシン類
- Y 4 5 この附属書（例えば、Y 3 9 及び Y 4 1 から Y 4 4 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物

- (a) この条約の適用を容易にするため、並びに (b)、(c) 及び (d) の規定に従うことを条件として、附属書Ⅷに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅸに掲げる廃棄物は、この条約第一条 1 (a) の規定の適用を受けない。

- (b) 附属書Ⅷに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条1(a)の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
- (c) 附属書Ⅸに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条1(a)の規定に従い、当該廃棄物が有害ない特性を有するものであるとすることを排除しない。
- (d) 附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の影響を及ぼすものではない。

附属書Ⅱ 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

Y 4 6 家庭から収集される廃棄物

Y 4 7 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

(第19、20欄) 国際連合分類区分及びH番号

国際連合 分類区分	H番号	有害特性
1	H 1	爆発性
3	H 3	引火性の液体
4・1	H 4・1	可燃性の固体
4・2	H 4・2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4・3	H 4・3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5・1	H 5・1	酸化性
5・2	H 5・2	有機過酸化物
6・1	H 6・1	毒性(急性)
6・2	H 6・2	病毒をうつしやすい物質
8	H 8	腐食性
9	H 1 0	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H 1 1	毒性(遅発性又は慢性)
9	H 1 2	生態毒性
9	H 1 3	処分の後、何らかの方法により、H 1 からH 1 2までの特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物

